

## （本号の目次）

1. 法律雑誌等に掲載された主な判例
2. 8月の主な成立法令一覧
3. 8月の主な発刊書籍一覧（私法）
4. 8月の主な発刊書籍一覧（公法・その他）
5. 発刊書籍＜解説＞

## 1. 法律雑誌等に掲載された主な判例

## 【民事法】

(1) 最二判平成15年3月14日判時1821号31頁金法1680号58頁 平成13年（受）第751号・求償金請求事件

法務速報24号3番で紹介済み

法人の破産手続が終了した場合も、自然人が免責決定の効力を受けた場合と同様、債権者は法人格が消滅し、債務の消滅するので、訴えをもって履行を請求しその強制的実現を図ることができなくなったのであるから、消滅時効の進行を観念することができない。よって、破産終結決定がされて法人格が消滅した会社を主債務者とする保証人は、主債務の消滅時効を援用することはできない。

(2) 最三判平成15年4月8日金法1681号24頁 平成14年（受）第415号  
法務速報24号7番で紹介済み

1 無権限者のした機械払（預金者が通帳又はキャッシュカードを使用し、あらかじめ登録した暗証番号を入力して現金自動入出機から預金の払戻しを受けること。以下、このうち通帳によるものを「通帳機械払」という。）の方法による預金の払戻しについても民法478条の適用がある。

2 債権の準占有者に対する機械払の方法による預金の払戻しにつき銀行が無過失であるというためには、払戻しの際に機械が正しく作動したことだけでなく、銀行において、預金者による暗証番号等の管理に遺漏がないようにさせるため当該機械払の方法により預金の払戻しが受けられる旨を預金者に明示すること等を含め、機械払システムの設置管理の全体について、可能な限度で無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしていたことを要する。

3 Xが何者かによりY銀行の通帳を盗まれ、通帳機械払の方法により預金口座から払戻しがなされた事実において、通帳機械払のシステムを採用する銀行がシステムの設置管理について注意義務を尽くしたというためには、通帳機械払の方法により払戻しが受けられる旨を預金規定等に規定して預金者に明示することを要するというべきであるところ、Y銀行では、通帳機械払のシステムを採用していたにもかかわらず、その旨をカード規定等に規定せず、預金者に対する明示を怠り、Xが通帳機械払の方法により預金の払戻しを受けられることを知らなかった、との判示事実関係のもとでは、Y銀行は、通帳機械払のシステムについて無権限者による払戻しを排除し得るよう注意義務を尽くしていたということとはできず、払戻しについて過失がある、とされた事例。

(3) 福岡高判平成13年6月7日判タ1118号221頁、平成12年（ネ）第630号損害賠償請求控訴事件

腸の腫瘍の摘出手術を受けた患者が、その後、肺への転移により死亡したとの事実

平滑筋肉腫（悪性腫瘍の一種）患者のレントゲン写真について、ガンセンター専門医の原審証人は、「胸部レントゲン写真から肺への転移を確定的に診断することができる。」とするが、控訴人医師は、一般総合病院に勤務する外科医であり専門性等の点で差異があるから、確定的診断のために、なお一定の経過観察が必要と判断したことは何ら非難されることではなく、控訴人医師が、直ちに癌告知をおこなわず、約3か月後の待機期間の後に癌の告知をして手術的治療ないし化学的治療を行うことの説明と承諾を受けるという方法をとったことは十分に合理的な理由を有する。

原判決取消、請求棄却。

(4) 東京高判平成14年5月21日判タ1118号157頁 平成14年（ネ）第766号持分移転登記抹消登記手続等請求控訴事件

既に不和となって対立する夫が、その財産管理を妻に任せる旨の書面を交付した場合にける法的拘束力について、「破綻した夫婦がその時々の機微に応じて対面を取り繕うために作成した書面は、その文言とおりの法的効力を認められない」とした第一審判決を取り消し、夫の妻に対する贈与の成立を認定した事例

(5) 東京高判平成15年7月9日金法1682号168頁 平成14年（行コ）第109号

Zから詐欺被告事件の弁護を委任された弁護士Xが同事件の処理に関して開設した預り金口座に係る預金債権が、X、Zいずれに帰属するのかが争われた事実において、同口座に入金された金額の大部分である7700万円を振込入金したのがZである点からすると、Zが預金の出捐者であり預金者とみる余地もあるとしつつ、上記振込金のうち2000万円は上記刑事被告事件の報酬としてXに交付する趣旨で振り込まれたものであり、その余の5700万円は上記刑事被告事件の被害弁償の資金等弁護活動をするための前払費用の趣旨で振り込まれたものであり、前払費用は、交付の時に委任者の支配を離れ、受任者がその責任と判断に基づいて支配管理し、委任契約の趣旨に従って用いるものとして受任者に帰属することになるものと解すべきであるから、7700万円が振り込まれた時点で、着手金分の2000万円のみならず、前払費用分の5700万円もXに帰属し、Xが自己の財産として取得したものと認められ、かつ、上記口座は、XがZから交付され自己の財産になるべき金銭を預金する意思で開設したものであり、Zのために開設したのではないとして、上記口座

に係る預金債権はXに帰属する、とした事例。

(6) 東京地判平成14年9月6日金法1682号174頁 平成13年(ワ)第17427号

重度の視力障害者X(第一級)が銀行とカードローン契約を締結したところ、ある時点以後、同契約に基づくカードを用いての借入が、従前の借入形態と全く異なり多数回なされたという事実において、仮に同期間の借入が、Xの妻がXの了承なくカードを持ち出して借入を行ったものであったとしても、Xのカード管理責任の範囲内というべきであり、Xに借入の責任がないとはいえず、また、銀行に貸手責任、説明義務違反も認められず、Xに対する請求が権利の濫用を相当とするような事情も認められない、とした事例。

(7) 東地判平成14年12月18日判時1821号35頁 平成14年(ワ)第10400号・保証債務請求事件

信用保証協会との間に締結された信用保証契約においては、履行期限約款によって、期限の利益喪失の日を含む貸金債権の最終履行期限後2年を経過した後は、保証債務の履行を請求できないと定められており、同約款は保証債務について除斥期間を定めたものと解されるところ、この保証債務の約定除斥期間の始期は、主債務者の破産申立てによる期限の利益喪失の事実を債権者が確知したか否かに関わらず当該事実の発生時であり、保証人が、主債務者の破産申立てによる期限の利益喪失を主張することは信義則に反せず許される。

【商事法】

(8) 最二判平成15年2月21日金法1681号31頁 平成11年(受)第948号

株式会社の取締役は、定款又は株主総会の決議によって報酬の金額が定められなければ、具体的な報酬請求権は発生せず、取締役が会社に対して報酬を請求することはできない。

(9) 最一判平成15年3月27日判時1820号145頁 平成12(受)469

法務速報24号15番で紹介済み

新株発行の実体がないのに新株発行の登記がされているなどその外観が存在する場合には、新株発行が無効である場合と同様に、対世効のある判決をもって新株発行の不存在を確定し、不実の外観を除去する必要があると認められるから、新株発行無効の訴えに準じて新株発行不存在確認の訴えを肯定すべきであるとしつつ、出訴期間については、新株発行無効の訴えの規定を類推適用すべきでなく、新株発行不存在確認の訴えに出訴期間の制限はないものと解するのが相当であるとした事例。

【知的財産】

(10) 大阪高判平成14年6月19日判タ1118号238頁 平成13年(ネ)第3226号損害賠償請求控訴事件

<コルチャック先生事件控訴審判決>

1 本件舞台劇に描かれているコルチャックの生涯の大枠ないし客観的人物像については、コルチャックに関する著述・製作に関わる者にとり、基礎的な事実として一般的に認識されているものと考えられ、上記生涯の大枠ないし客観的人物像において、第1審原告著作物のみに見られる表現上の本質的な特徴があるとはいえないから、相違点を考慮すると、表現上の本質的な特徴の同一性があるとはいえない。

2 本件舞台劇の一部場面(プロローグ等)については、コルチャックに関する第1審原告著作物の翻案に当たるが、本件覚書の条項によれば、同著作物を使用することによる脚本の制作、舞台劇の上演ないしテレビ放映について、第1審原告の事前同意があったと認定することができる。

3 本件舞台劇の原作者が第1審原告でないかのような本件記事は、客観的事実に反する内容ではあるものの、第1審原告の名誉及び信用を害するものとは認められない。

(11) 東京高判平成14年9月26日判タ1118号234頁 平成14年(ネ)第1089号特許権に基づく製造販売禁止等請求控訴事件

本件のようなプロダクト・バイ・プロセス・クレーム<製造方法によって物の発明を定義したクレーム>の解釈において、本件構成要件Fを除外しても本件発明の物としての構成は特定可能であるから、構成要件Fに係る方法以外の製造方法によらないで製造された物も、他の構成要件のすべてに該当する物であれば、本件発明に含まれるものというべきであり、被告製品の侵害の有無を判断するに当たっては、構成要件Fの充足の有無を除外して考えるべきものである。

(12) 名古屋地判平成15年7月24日 裁判所HP 平成15(ワ)828 不正競争 民事訴訟事件

刺しゅう糸を製造販売する原告が、繊維製品の製造販売を業とする被告に対し、刺しゅう糸の色ごとに付された色番号が不正競争防止法2条1項1号の「商品表示」に当たると主張して、色番号の使用等の差止めと損害賠償を求めた事案。原告が用いている本件色番号は、原告が製造販売する刺しゅう糸の色の種類ごとに付された4桁の数字(700種類)であって、その前後に何らの表記がなく、単なる4桁の数字が色の種類に応じて付されているに止まるから、本件色番号について、他の第三者の商品とを区別するに足りる自己識別力(特別顕著性)ないし出所表示機能を有すると認めることはできず、仮にそのような数字自体をもって原告の商品表示たることを肯認すれば、個々のには何ら特徴のない4桁の数字について原告以外の者は使用を禁じられることとなり、本来、誰でも利用できるはずの数字について特定人である原告の独占的・排他的使用を許すことになって、不当な結果を招くことが明らかであるので、色番号は法2条1項1号の「商品表示」に当たらないと裁判所は判断した。

(13) 東京地判平成15年7月25日 裁判所HP 平成14(ワ)21051 実用新案権 民事訴訟事件

原告は拒絶査定について審査手順上のミスがあるのではないかと考え、「〈拒絶査定の謄本についての質問〉」と題する書面を送付して疑問点を質したが、拒絶査定に対して不服を申し立てる審判の申立期間の経過後に特許庁が質問書に初めて応答したことによって審判請求の機会を奪われたと主張して国

家賠償法1条1項に基づく損害賠償の支払を求めたが、質問書をもって拒絶査定に関する疑問が解消されるまでは審判請求しない旨を一方的に通知したからといって、特許庁が審判申立期間内に原告の疑問に答えるべき法律上の根拠が発生するという事はできず、原告は自らの判断により本件各拒絶査定につき審判請求をしないまま不服申立期間を経過したものであるから、特許庁の違法行為により審判請求の機会を奪われた旨の原告の主張は退けられた。

【民事手続】

(14) 東京高判平成15年4月23日金法1681号35頁 平成14年(ネ)第5259号

「1 私は私の全財産を長女X及び次女Zに持分2分の1ずつ相続させる。2 遺言執行者を長女Xと選任する。」との自筆証書遺言が存在する場合に、Xが、同遺言で自身が遺言執行者に指定されたと主張して、Y1銀行に対し相続財産である預金等の払戻しを、Y2会社に対し抵当証券持分に係る買戻し代り金の支払をそれぞれ請求した事案において、上記遺言が有効であるとすれば、その相続財産であり、かつ、可分の金銭債権である上記預金等及び上記買戻し代り金について、X及びZが当然に各2分の1というその持分割合に応じて分割承継して取得するというべきであるから、上記預金等の払戻し及び上記買戻し代り金の支払について遺言執行の余地が生じることはなく、遺言執行者は、遺言の執行としてY1又はY2に対し払戻し又は支払を求める権限を有し、又は義務を負うことにはならないとして、Xは、Y1及びY2に対する上記預金等の払戻ししないし上記買戻し代り金の支払を請求する訴えについて原告適格を有しない、とされた事例。

【公法】

(15) 広島高判平成14年9月13日判タ1118号112頁 平成12年(行コ)第21号文書開示拒否処分取消請求控訴事件

山口県議会の各会派に交付される県政調査交付金の支出に関する文書は、県議会が保有する文書であり、県知事が保有する文書ではないから、同県情報公開条例による公開請求の対象となる「公文書」に当たらないとして、請求を棄却した事例

(16) 東京高判平成14年10月30日判タ1118号104頁 平成13年(行ケ)第382号選挙無効請求事件

公職選挙法が参議院議員選挙につき採用している非拘束名簿式比例代表制についての指摘(各届出政党等の名簿搭載者間における投票の流用となる、投票意思が歪められる、直接選挙ではない、国会の立法裁量権の範囲を逸脱する)については、いずれも理由がないとして、請求を棄却した事例。

【刑事法】

(17) 最二判平成15年2月14日判タ1118号94頁 平成13年(あ)第1678号覚せい剤取締法違反、窃盗被告事件、<大津覚せい剤証拠排除事件上告審判決> 法務速報23号25番で紹介済み

1 本件逮捕には、逮捕時に逮捕状の呈示がなく、逮捕状の緊急執行もされていないという手続的な違法があるほか、警察官はその手続的な違法を糊塗するため、逮捕状へ虚偽事項を記入し、内容虚偽の捜索報告書を作成し、公判廷において事実と異なる証言をしているのであって、本件逮捕手続の違法の程度は重大なものである。

2 重大な違法があると評価される本件逮捕と密接な関係を有する本件尿の鑑定書Aは、証拠能力を否定すべきである(覚せい剤使用の無罪については、第1審を維持)。

3 本件覚せい剤の差押えは、司法審査を経て発布された捜索差押許可状によってされたものであること、逮捕前に発布されていた被告人に対する窃盗事件についての捜索差押許可状の執行と併せて行われたものであること等にかんがみると、本件覚せい剤の差押えと上記鑑定書Aとの関連性は密接なものではないから、本件覚せい剤及びこれに関する鑑定書Bについては、証拠能力を否定することはできない(覚せい剤所持の無罪については、第1審を破棄差戻)。

(18) 最三決平15年2月18日判タ1118号100頁、金法1680号62頁、平成12年(あ)第1163号商法違反被告事件

→法務速報23-26で、紹介済(裁判所HP)。

(19) 福岡高判平成13年6月26日判タ1118号276頁 平成13年(う)第145号業務上過失傷害被告事件

原判決指摘の注意義務(対面信号の表示が赤色になったことに気づいて急制動の措置を講じること)では、被害車両との衝突を回避することは殆ど不可能であり、その理由に食い違いないし理由不備の違法があるとして、原判決を破棄し、予備的訴因にあるとおり、時速約90キロメートルの被告車両について、信号機の表示が黄色に変わったことに従って約150メートル先の交差点停止位置で停止すべき業務上の注意義務の違反があるとして、あらためて懲役8月として処断した事例。

## 2. 8月の主な成立法令一覧

種類 提出回数 番号  
議案件名

・衆法 151 53  
少子化社会対策基本法  
・・・少子化社会に対処するための基本理念および雇用・教育・経済的負担等の基本政策に関する法律

・衆法 156 21  
商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律  
・・・取締役会決議による自己株式の取得、中間配当限度額の計算方法の見直

## し等の改正

### ・衆法 156 28

銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 銀行等保有株式取得機構の存続期限を平成29年3月31日まで延期する改正

### ・衆法 156 36

行政書士法の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 行政書士法人の設立および業務範囲、監督、懲戒手続等に関する規定の改正

### ・衆法 156 39

環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律  
・ ・ ・ 環境の保全に関する指導を行う能力を有する者を育成する人材認定事業等の法律

### ・衆法 156 40

公職選挙法の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 重度障害者のための郵便不在者投票および代理記載制度等の改正

### ・衆法 156 41

貸金業の規制等に関する法律及び出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律の一部を改正する法律  
・ ・ ・ いわゆるヤミ金融業者に対抗するための登録要件の強化、暴力団排除条項および暴利契約についての契約無効制度、罰則強化等に関する改正

### ・参法 156 15

母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法  
・ ・ ・ 政府に対する施策の国会提出義務や母子福祉団体への受注機会の増大等

### ・閣法 156 99

司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 簡易裁判所の民事訴訟費用に関する制度の整備および裁判官と同等の権限をもって調停手続を行う民事調停官・家事調停官制度の創設

### ・閣法 156 100

仲裁法  
・ ・ ・ 民事紛争の解決手段としての仲裁人の選定や権限、仲裁判断から合意に至るまでの手続等について規定された法律

### ・閣法 156 111

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 第一種及び第二種電気通信事業の区分廃止等、またNTT東日本と西日本の接続料の同水準化等に関する改正

### ・閣法 156 119

保険業法の一部を改正する法律  
・ ・ ・ 業務継続が困難な保険会社につき、保険契約条件の変更を可能とする改正

### ・閣法 156 120

イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法  
・ ・ ・ イラク支援活動に自衛隊の派遣を可能とするための措置法。国会の事後承認、武器使用の基準等は規定されたが活動地域についての詳細規定はない。

## 3. 8月の主な発刊書籍一覧（私法） ★は後記に解説あり

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

・松本 晃 中央経済社 220頁 ¥2300  
Q&A知らないで損！ 株式 売買 配当 投信と相続・贈与の税金はこんなに変わった！

・中野哲弘 信山社出版 112頁 ¥1700  
わかりやすい民事証拠法概説〔新版〕

・証券取引法研究会編 商事法務 274頁 ¥3700  
別冊商事法務 261 IT化の進展と商法・証券取引法の諸問題

・商事法務研究部編 商事法務 140頁 ¥2500  
別冊商事法務 262 営業報告の記載事例

・今川嘉文 信山社出版 592頁 ¥15000  
過当取引の民事責任

・平出慶道・山本忠弘編 青林書院 450頁 ¥3900

## 企業法概説2 ?有価証券と新しい取引決済制度?

・青木浩子 有斐閣 540頁 ¥8500  
新バーゼル合意と資産証券化

・井口 茂著 菊岡榮治・高岡俊之補訂 法学書院 304頁 ¥2100  
暮らしの法律相談 3 相続・遺産わけ・遺言の知識とQ & A [改訂第3版]

・岩下資産研究税研究会編 税務経理協会 328頁 ¥2400  
相続時清算課税の実務 [改訂版]

・小泉 健 酒井書店 250頁 ¥2800  
物権法概説

・吉田 朋・大村 健 税務経理協会 212頁 ¥1800  
マンショントラブル法律Q & A . . . ★

・門口正人編集代表 青林書院 300頁 ¥3100  
民事証拠法大全 第4巻 各論2 書証

・松尾 弘 慶應義塾大学出版会 650頁 ¥4000  
民法の体系 [第3版]

---

## 4. 8月の主な発刊書籍一覧(公法・その他) ★は後記に解説あり

---

著者 出版社 頁数 定価  
書籍名

・庭山英雄・山口治夫編 青林書院 500頁 ¥4300  
刑事弁護の手續と技法

・川井圭司 成文堂 490頁 ¥5000  
プロスポーツ選手の法的地位

・高中正彦 三省堂 448頁 ¥3400  
弁護士法概説 [第2版]

・ロジェ・ブランパン 信山社出版 708頁 ¥18000  
ヨーロッパ労働法

・北野弘久 青林書院 560頁 ¥5900  
税法学原論 [第5版]

・浅野一郎編 信山社出版 290頁 ¥2800  
国会を考えるシリーズ 第2巻 選挙制度と政党

・大山礼子 岩波書店 290頁 ¥6200  
比較議会政治論 ウェストミンスターモデルと欧州大陸型モデル

・R・ゴーマン著 J・ギンズバー 信山社出版 464頁 ¥30000  
米国著作権法詳解 上 [原著第6版]

・R・ゴーマン著 J・ギンズバー 信山社出版 550頁 ¥30000  
米国著作権法詳解 下 [原著第6版]

・阿部泰久 税務経理協会 308頁 ¥3200  
連結法人税の理論と実務

・個人情報保護基本法研究会編 有斐閣 142頁 ¥1100  
Q & A個人情報保護法 . . . ★

---

## 5. 発刊書籍<解説>

---

・ マンショントラブル法律Q & A  
マンション管理に必要な法律・知識に関する用語説明からペット飼育、大規模修繕、管理費滞納等の頻繁に起こりうる事例の対処法について、最新判例を交えながら平易に解説している。同事例に精通した実務家による著書であり、マンション管理に携わる者、管理士試験向けの基本書としても重用出来る内容となっている。

・ Q & A個人情報保護法  
個人情報保護法に関する基本解説書。法制定の背景から目的・意義といった総論的部分と逐条的な一問一答形式による各論部分とで構成されている。立法担当官による共著であり、多く見られる同法に対する批判的内容の著書より実用的である。一見平易であるが、同法に係わる問題の手引書として実務家にもお勧めしたい。

---

(C) Copyright (財) 日弁連法務研究財団  
掲載記事の無断転載を禁じます。

---